

川崎市服務監察実施要綱

(平成10年3月31日9川総人第511号)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市職員服務規程第10条の規定に基づき、服務監察を実施するに当たっての基本的事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 服務監察は、市長事務部局の職員及びその他の任命権者の職員について行う。ただし、その他の任命権者の職員について行う場合には、当該任命権者の服務担当課と協力して行うものとする。

(実施機関)

第3条 服務監察は、総務企画局長の命により、総務企画局に勤務する服務監察を担当する職員（以下「監察員」という。）が実施する。

(監察員の職務)

第4条 監察員は、不祥事防止に係わる職員の服務状況並びに職員による信用失墜行為、非行及び事故等に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 不祥事の防止及び服務規律の確保に関する管理職への指導及び支援並びに監察指導（以下「予防的監察」という。）
- (2) 服務に関する法令等の諸規定に違反し、または違反する疑いがあると認められる場合、職員及びその関係者並びに関係資料等の監察（以下「事故監察」という。）
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

(監察を行うに当たっての責務)

第5条 監察員は、服務監察を行うに当たっては、公正を旨とし、もって市民の信託に答えなければならない。

- 2 監察員は、監察の対象となる職場、職員の士気を阻害することのないよう配慮しなければならない。
- 3 監察員は、服務監察の内容を機密とし、その保持に努めなければならない。
- 4 監察員は、予防的監察に当たっては、管理職による服務管理の厳正かつ適正な執行を支援するよう努めなければならない。
- 5 監察員は、事故監察に当たっては、事故監察の対象となる職員の人権を侵害しないように努めなければならない。
- 6 監察員は、川崎市職員服務規程第9条に規定する服務相談員及び関係部局と連携を保ち、情報の交換に努めなければならない。

(実施計画の策定)

第6条 予防的監察の実施に当たっては、監察目標、監察実施要綱等実施計画を策定するものとする。

(資料の提出等)

第7条 監察員は、服務監察に関し必要がある時は、関係局区長に対し、関係資料の提出または立会い若しくは説明を求めることができる。

2 監察員は、服務に関する法令等の諸規定に違反し、または違反する疑いのあると認められる場合には、その職員から事情を聴取することができる。

3 監察に当たっては、関係局区長又はその所属職員は、監察員に協力しなければならない。

(不祥事等の報告)

第8条 局区長は、第4条の規定に該当する事実を知ったときは、遅滞なく総務企画局長を経て市長に報告しなければならない。

(監察結果の報告)

第9条 総務企画局長は、随時、服務監察の結果を市長に報告しなければならない。

(改善措置の実施及び報告)

第10条 関係局区長は、服務監察の結果に基づいて必要な措置を講じるものとし、その顛末を速やかに総務企画局長を経て市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。